

令和 8 年度

涌谷町水道水質検査計画

涌谷町上下水道課上水道班

## 令和 8 年度涌谷町水道水質検査計画について

涌谷町上下水道課では、皆様に安心して水道をご利用いただくために、「令和 8 年度涌谷町水道水質検査計画」を策定しました。

水質検査は、水道水が水質基準に適合し、安全であることを保証するために不可欠であるとともに、浄水処理過程、送配水施設が正常に機能しているかどうかの判断材料であり、水質管理を行ううえで重要な役割を果たしています。

水道水質検査計画とは、水源から給水栓（蛇口）に至るまでの適正な水質管理を行うため、水質検査項目や検査回数などを定めたものです。

この計画を町民の皆様（需要者）に公表し、水道水質検査の適正化と透明性を確保し、安全で安心な水道水の供給に努めてまいります。

水道水質検査計画に関するお問い合わせ先

涌谷町上下水道課 上水道班

電 話：0229-43-2131

F A X：0229-43-2144

E-Mail：[gr-jousui@town.wakuya.miyagi.jp](mailto:gr-jousui@town.wakuya.miyagi.jp)

## 令和 8 年度 涌谷町水道水質検査計画

1. 水道事業種別 上水道事業
2. 事業主体 涌谷町
3. 水源・浄水処理概要 表 1 のとおり
4. 消毒剤 次亜塩素酸ナトリウム
5. 一日平均給水量及び給水人口 4,152m<sup>3</sup>/日  
13,794 人（令和 6 年度末現在）

### 6. 水質検査計画

水質検査は表 2、図 1 に基づき実施し、安全で安心な水道水の供給に努めます。

### 7. 水質検査の方法

- ①毎日検査は、涌谷町上下水道課職員及び業務委託者が行います。
- ②毎月検査、全項目検査は「大崎市上下水道部」に委託します。
- ③クリプトスポリジウム検査は、外部検査機関で行います。
- ④放射性物質検査は、外部検査機関で行います。

### 8. 臨時の水質検査

臨時の水質検査については、表 2 に示す毎月検査の項目を基本とし、必要に応じて検査項目を加除し実施します。

### 9. 水質検査結果

表 4 のとおり。

表 1 各水源及び浄水場配水池の状況

| 水源名              | 原水種別 | 浄（配）水場名   | 水処理方法            | 水質状況・管理留意点                              |
|------------------|------|-----------|------------------|---|
| 第 1 水源<br>第 2 水源 | 深井戸  | 福沢浄水場     | 急速ろ過<br>除鉄・除マンガン | 水質の変化は少ないが、含有する鉄、マンガンの除去に配慮した水処理を必要とする。 |
| 宮城県大崎<br>広域水道浄水  | 浄水受水 | 福沢第 1 配水池 | —                | 受水した浄水は、季節変化に伴う異臭味（カビ臭）及び消毒副生成物に配慮を要する。 |

表 2 水質検査計画

| 検査種類            | 採水地点  | 検査頻度             | 検査項目  |
|-----------------|---|------------------|---|
| 毎日検査（A）         | 1. 福沢地内第 1 配水池<br>2. 新町裏地内涌谷町役場給水栓<br>3. 生栄巻地内給水栓<br>4. 三十軒屋敷地内給水栓<br>5. 黄金山地内給水栓<br>6. 産仮小屋地内給水栓<br>7. 菅の沢地内給水栓<br>8. 花勝山地内給水栓 | 毎日<br>※一部<br>隔日有 | 水温、残留塩素、色、濁り、臭気等<br>※委託箇所<br>三十軒屋敷、生栄巻、黄金山、産仮小屋、菅の沢、花勝山                     |
| 毎月検査（B）         | 1. 福沢集合井（原水）<br>2. 福沢浄水場（浄水）<br>3. 福沢地内第 1 配水池<br>4. 生栄巻地内給水栓<br>5. 三十軒屋敷地内給水栓<br>6. 黄金山地内給水栓<br>7. 菅の沢地内給水栓<br>8. 花勝山地内給水栓     | 月 1 回<br>年 8 回   | 一般細菌、大腸菌、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、鉄及びその化合物、マンガン及びその化合物、塩化物イオン、有機物（TOC）、PH 値、味、臭気、色度、濁度 |
| 全項目検査（C）        | 1. 福沢集合井（原水）<br>2. 福沢浄水場（浄水）<br>3. 福沢地内第 1 配水池<br>4. 生栄巻地内給水栓<br>5. 三十軒屋敷地内給水栓  | 年 4 回            | 表 3 の項目（全 52 項目）<br>※ただし、原水は番号 22～32 の項目を除く                                 |
| クリプトスポリジウム検査（D） | 1. 福沢集合井（原水）  | 年 1 回            | クリプトスポリジウム、ジアルジア  |
| 放射性物質検査（E）      | 1. 福沢浄水場（浄水）  | 年 4 回            | 放射性ヨウ素、放射性セシウム  |

表 3 水質基準

| 番号 | 項目                                     | 基準値<br>(mg/L)    | 番号 | 項目                   | 基準値<br>(mg/L) |
|----|--|------------------|----|----------------------|---------------|
| 1  | 一般細菌                                   | 1ml 形成集落数 100 以下 | 27 | 臭素酸                  | 0.01 以下       |
| 2  | 大腸菌                                    | 検出されないこと         | 28 | 総トリハロメタン             | 0.1 以下        |
| 3  | カドミウム及びその化合物                           | 0.003 以下         | 29 | トリクロロ酢酸              | 0.03 以下       |
| 4  | 水銀及びその化合物                              | 0.0005 以下        | 30 | ブロモジクロロメタン           | 0.03 以下       |
| 5  | セレン及びその化合物                             | 0.01 以下          | 31 | ブロモホルム               | 0.09 以下       |
| 6  | 鉛及びその化合物                               | 0.01 以下          | 32 | ホルムアルデヒド             | 0.08 以下       |
| 7  | ヒ素及びその化合物                              | 0.01 以下          | 33 | 亜鉛及びその化合物            | 1.0 以下        |
| 8  | 六価クロム化合物                               | 0.02 以下          | 34 | アルミニウム及びその化合物        | 0.2 以下        |
| 9  | 亜硝酸態窒素                                 | 0.04 以下          | 35 | 鉄及びその化合物             | 0.3 以下        |
| 10 | シアン化物イオン及び塩化シアン                        | 0.01 以下          | 36 | 銅及びその化合物             | 1.0 以下        |
| 11 | 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素                          | 10 以下            | 37 | ナトリウム及びその化合物         | 200 以下        |
| 12 | フッ素及びその化合物                             | 0.8 以下           | 38 | マンガン及びその化合物          | 0.05 以下       |
| 13 | ホウ素及びその化合物                             | 1.0 以下           | 39 | 塩化物イオン               | 200 以下        |
| 14 | 四塩化炭素                                  | 0.002 以下         | 40 | カルシウム、マグネシウム等 (硬度)   | 300 以下        |
| 15 | 1,4-ジオキサン                              | 0.05 以下          | 41 | 蒸発残留物                | 500 以下        |
| 16 | シス-1,2-ジクロロエチレン及び<br>トランス-1,2-ジクロロエチレン | 0.04 以下          | 42 | 陰イオン界面活性剤            | 0.2 以下        |
| 17 | ジクロロメタン                                | 0.02 以下          | 43 | ジェオスミン               | 0.00001 以下    |
| 18 | テトラクロロエチレン                             | 0.01 以下          | 44 | 2-メチルイソボルネオール        | 0.00001 以下    |
| 19 | トリクロロエチレン                              | 0.01 以下          | 45 | 非イオン界面活性剤            | 0.02 以下       |
| 20 | ペルフルオロオクタン酸及び<br>ペルフルオロオクタンスルホン酸       | 0.00005 以下       | 46 | フェノール類               | 0.005 以下      |
| 21 | ベンゼン                                   | 0.01 以下          | 47 | 有機物 (全有機炭素 (TOC) の量) | 3 以下          |
| 22 | 塩素酸                                    | 0.6 以下           | 48 | pH 値                 | 5.8 以上 8.6 以下 |
| 23 | クロロ酢酸                                  | 0.02 以下          | 49 | 味                    | 異常でないこと       |
| 24 | クロロホルム                                 | 0.06 以下          | 50 | 臭気                   | 異常でないこと       |
| 25 | ジクロロ酢酸                                 | 0.03 以下          | 51 | 色度                   | 5 度以下         |
| 26 | ジブロモクロロメタン                             | 0.1 以下           | 52 | 濁度                   | 2 度以下         |

図 1 配水系統概念図

